

新型コロナで、憲法に「緊急事態条項」を持ち込ませるな！

おおさか総がかり行動実行委員会

新型コロナで、政府は緊急事態を宣言し(新型インフルエンザ対策特別措置法32条を根拠)、外出制限、移動制限、店舗の休業、学校の休校などさまざまな面で国民の生活に深刻な影響がでています。この新型コロナの不安に便乗して安倍首相は、憲法記念日の集会で、「緊急事態で国家や国民が果たす役割を憲法でどう位置付けるかが大切な課題」と、憲法に緊急事態条項を盛り込む必要性を訴えたと報じられています。

新型コロナの感染拡大を防ぐため、世界が一丸となって協力していくことは当然です。しかし、私たちは、新型コロナを利用して、憲法に「緊急事態条項」を盛り込むことには、断固として反対します。

安倍改憲4項目に災害時に緊急事態条項が盛り込まれています。2012年の自民党の改憲草案では、外部からの武力攻撃、内乱、大規模な自然災害などが緊急事態とされています。

政府は議会が承認した法律に従って行政や財政を行わなければなりません、緊急事態の場合は、法律をパスして、政府のつくる「政令」で法律に替えようというのが緊急事態条項です。野党からの質問に対して、苦しい答弁をする必要もなく、独裁的に行政を進めることが可能です。そればかりではなく、マスコミの報道も規制でき、集会やデモなども理由なく拒否できます。違反すれば、期間の定めなく無期限に逮捕し続けることができます。こういうことが可能となるのが、「緊急事態条項」です。要するに一時的に憲法がストップする状態が実現します。「戒厳令」とか「非常大権」などという言葉と同じ意味です。恐ろしいのは、ナチスのように、この状態が継続して独裁国家となってしまふことです。過去の歴史がそれを実証しています。

今回の新型コロナの問題でも、営業・外出制限、移動の自由、集会の自由など基本的な人権が制限される事態が生じています。しかし、あくまで現行憲法のもと「必要最小限のものでなければならぬ」と制限付きです。仮に、「緊急事態条項」が憲法に盛り込まれるということになれば、基本的人権と「緊急事態条項」とが同列に並ぶことになり、政府は、憲法に気兼ねすることなく、基本的人権を制限することが可能となります。政府に「絶大な権限」、「白紙委任状」を与えるのが、「緊急事態条項」です。新型コロナ防止対策や自然災害への対処だけのためなら、憲法に盛り込む必要はまったくありません。

今回のコロナで明らかになっていることは、第1に、これまでの政府や維新府政が、いかに保健所や公衆衛生に対する政策をないがしろにしてきたか、その結果、世界的にも遅れた検査体制であることが露呈したこと、第2に、医療体制や休業や失業、休校に対する補償、救済措置が場当たりの後手後手に回っていることです。憲法に「緊急事態条項」を持ち込むなどということは筋違いも甚だしくまさしく論外です。

安倍首相や自民党のこそくな改憲策動を許さず、ともに憲法を守り生かす運動を進めていきましょう。